

平成23年度

社会福祉法人 美浦村社会福祉協議会
事業計画(案)

I 基本方針

アメリカの証券会社“リーマンブラザーズ”が平成20年9月に事実上の破綻をした事で、アメリカはおろか日本を含めた世界経済が大混乱に陥りました。丸2年が経過した現在でも、日本の経済状況は好転していません。そのことにより、社会的弱者はますます生活が苦しくなり、「地域福祉」に係る状況は厳しさを増しています。美浦村においても例外でなく、むしろその影響は高齢化の進展により、悪化している状況にあります。

このような中で、社会福祉協議会は地域福祉を推進する団体として、その中核的な役割を果たすとともに、多様化する福祉的課題に迅速に対応していくことが求められています。

住みなれた地域で、いつまでも元気に暮らし続けることができるようにするため、ボランティアや地域の方々との連携を深めながら、さまざまな地域福祉活動を柔軟にすすめていきます。

II 重点推進事項

- 1、会員会費の納付率向上・共同募金活動の積極化を推進
- 2、美浦村福祉介護課で策定される「高齢者福祉・介護保険事業計画」「障害福祉計画」への積極的関与
- 3、ホームページや広報誌による積極的な広報活動により、社協事業を広く周知し、事業を効果的に実施
- 4、障害福祉サービスと介護サービスの運営は、誰もが平等・公平で質の高いサービスを受け、住みなれた地域でその身体能力に応じて、自立して生活できる地域社会を創造することを理念とし、経営基盤を強化

オ 世代間交流事業

核家族化で接点が少なくなっている高齢者と子どもが、行事を通して世代間交流を深めることを目的として開催します。

【内 容】

- ① 三世代輪投げ大会
- ② ふれあい運動会
- ③ 昔の遊び交流会

【予算額】 301千円 【財源内訳】 共同募金配分金収入：301千円

【効 果】

- ① 子どもたちが、高齢者と交流を持つことで、敬老精神を養うことができる。
- ② 高齢者が、子どもたちとのふれあいを楽しみにすることで、いきいきと元気に過ごすことができる。

カ 共同募金歳末たすけあい運動

共同募金運動の一環として地域住民や民生委員児童委員、社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、だれもが地域で安心して暮らすことができるよう、地域のたすけあいやささえあいの活動を広げ、だれもが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進、住民相互のたすけあい運動を推進することを目的として実施します。

【内 容】

- ① 歳末たすけあい支援事業（クーポン券贈呈）
- ② 歳末地域たすけあい事業（歳末事業を行う団体へ助成）
- ③ 「猫の手貸します」シルバー人材センター利用券贈呈事業
- ④ 「サンタが美浦にやってくる」クリスマスプレゼント贈呈事業
- ⑤ 新春餅つき大会 in 児童館事業
- ⑥ いきいき親子ハイキング

【予算額】 1,537千円 【財源内訳】 共同募金配分金収入：1,537千円

【効 果】

- ① 新たな年を迎える時期に、村民から寄せられた「たすけあいの募金」を財源に、低所得世帯、障害者、一人暮らし高齢者、母子父子家庭、福祉団体・ボランティア団体等への支援を行い、地域福祉のより一層の増進を図ることができます。
- ② 新規事業である「いきいき親子ハイキング」事業は、親子がハイキングを行うことで、親子の絆を深め、子どもの健康増進と、歩くことの重要性、さまざまな体験活動に参加する重要性を認識することができる。

どもを安心して生み育てることのできる環境づくりを行います。

- ② 入学祝金を贈呈された児童生徒が健やかにかつ、たくましく成長し勉学に励むことで、児童福祉の充実をはかることができます。
- ③ 新規事業である「おもちゃ図書館の設立」は、障害のあるなしにかかわらず、共に遊び交流し育ちあう場を提供することによって、一人ひとりの違いを認め合うことのできる地域作りを行います。

ケ 見舞金支給事業

暴風、豪雨、地震その他異常な自然現象又は火災その他これに類する事故から生ずる被害による被災者又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金を贈呈します。

【内 容】

- ① 居宅等が全壊、全焼又は流失 : 1世帯につき 30,000円
- ② 居宅等が半壊、半焼又は床上浸水 : 1世帯につき 10,000円
- ③ 死亡したとき : 1人につき 20,000円

【予算額】 60千円 【財源内訳】 善意銀行 : 60千円

【効 果】

- ① 被災者援護や災害復興の支援を行うことで、地域福祉の向上をはかることができます。

コ 福祉団体活動助成金交付支援事業

福祉関係団体及びボランティア団体に対し活動費用の助成を行い、活動内容の充実をはかることで、村内の地域福祉活動の促進を目指します。

【内 容】

- ① 福祉関係団体及びボランティア団体に対する活動費用の助成
※団体の種類・規模によって 2万～15万円

【予算額】 620千円 【財源内訳】 社協会費収入 : 620千円

【効 果】

- ① 福祉団体活動の推進を支援することで、村内における住民自身による福祉活動の推進が図れます。

サ 広報・啓発活動

福祉関係の情報提供や社会福祉協議会事業の取組等を周知することで村民の福祉意識の高揚と社協活動に対する理解・協力を得ることを目的として、広報誌の発行・ホームページの運営を行います。

【内 容】

- ① 広報誌 年4回発行（5月・7月・9月・11月・1月号）

社協会費収入： 102千円

【効 果】

- ① 高齢者や障害者(児)等が、住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らせるよう、介護保険制度などフォーマルなサービスとの連携を図ります。
- ② サービス利用者の視点に立った総合的なサービスを提供することで、在宅福祉サービスの充実をはかります。

イ 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

認知症高齢者や知的または精神障害のある方で、判断能力が不十分な方に対してに対し、福祉サービスの利用手続きの支援をはじめ、日常的な金銭管理、書類等の保管などを行います。福祉サービス・行政サービス等を適切に利用できるよう支援し、地域で安心して生活が送れるように支援します。

【内 容】

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 日常的な金銭管理
- ③ 書類等の預かりサービス

【予算額】 2千円

【財源内訳】 社協会費収入： 2千円

【効 果】

- ① 判断能力が不十分で、日常生活が困難な方の不安を取り除き、安定した生活を送ることができます。

ウ 福祉資金貸付事業（生活福祉資金(県社協受託事業)・小口資金)

低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯等に対して、資金貸付を行います。経済的自立および生活意欲の助長・促進ならびに在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活が営めるように支援します。

【内 容】

- ① 生活福祉資金貸付制度の事務処理（受付窓口）
※生活福祉資金貸付制度は、茨城県社協が実施する制度です。
- ② 小口資金の貸付

※貸付金の限度額 10,000円以内 返済の見込等の条件あり

【予算額】 1,895千円

【財源内訳】 県社協助成金収入：1,895千円

【効 果】

- ① 貸付等を実施することにより当該世帯が経済的自立や社会参加の促進等を図ることとで、安定した生活を送ることができます。
- ② 本年度は、相談受付に係る職員の軽費が、県社会福祉協議会から助成されるため、臨時職員を1名雇用します。

エ 地域総合相談（心配ごと相談・法律相談）

広く村民の日常生活上の悩みや心配ごとに対応する相談窓口を設置し、適切な情報の提供に努めます。また、多様化する相談に対し、相談員の資質向上に努めるとともに、行政機関など関係機関との連携を図り、村民にとって信頼感と親しみある相談窓口の運営に努めます。

【内 容】

① 心配ごと相談の開設（毎週1回）

※予約優先 無料

② 法律相談の開設（年11回）

※予約制 無料（条件：村民である・村内通勤、通学している）

【予算額】 657千円 【財源内訳】 社協会費収入：657千円

【効 果】

① 住民の抱える悩みや心配ごとを解消することで、精神的に安定した生活を送ることが出来ます。

（3）在宅福祉サービスの利用支援

ア 配食サービス事業

ひとり暮らし高齢者の食生活の改善と健康増進・安否確認を目的に、ボランティア・民生委員等の協力を得て、手作りのお弁当を月2回お届けしています。

【内 容】

① 配食サービスの実施

※対象者＝おおむね70歳以上のひとり暮らし高齢者

【予算額】 740千円 【財源内訳】 共同募金配分金収入：740千円

【効 果】

① 手作りのお弁当を配達することで、ひとり暮らし高齢者の食生活の改善と健康増進および安否確認をすることができます。

イ 外出支援事業

在宅で生活する高齢者や障害者等で福祉用具を必要とする方に対し、車イスを貸し出し、生活を支援します。また外出支援として、福祉車両（車椅子用リフト付車両）を貸出します。

【内 容】

① 福祉機器（車イス）の貸与（無料）

※介護認定を受けていないこと 最長1ヶ月

② 福祉車両の貸与（有料）

※1日500円＋走行距離（km）×14円

【予算額】 32千円 【財源内訳】 利用料収入 : 32千円

【効果】

- ① 福祉機器の貸出により、利用者の行動範囲が広がることで、利用世帯の生活の質の向上および社会参加の促進を図ることができます。

2. 在宅介護事業・障害福祉事業

（1）指定居宅介護支援事業所の運営

ア 居宅介護支援事業（介護保険事業）

【内容】

介護保険制度による介護サービスを受けるとき必要となる、介護サービス計画（ケアプラン）の作成、相談、申請代行、サービス調整等を行います。医療・保健・福祉サービスを総合的・効果的に利用できるよう提案し、在宅で質の高い生活が営めるよう支援します。

イ 介護予防支援事業（村受託事業）

【内容】

介護予防支援事業は、村より介護予防支援事業の委託を受け、介護保険制度による介護予防サービスを受けるとき必要となる、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成、相談サービス調整等を行い、介護状態への進行を防ぎ自立した生活を送れるよう支援します。

【予算額】 5,662千円 【財源内訳】 居宅介護支援介護料収入 : 5,442千円
(合計額) 介護予防支援介護料収入 : 220千円

（2）指定通所介護事業所の運営

ア（予防）通所介護事業（介護保険事業）

美浦村デイサービスセンターで、介護の必要な高齢者に対し、食事や入浴、排泄の介助、個別機能訓練、レクリエーションなどの各種サービスを提供することで、高齢者の心身機能の向上を図ります。また、介護家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ります。

【予算額】 41,747千円 【財源内訳】 介護報酬収入 : 21,864千円
介護予防報酬収入 : 12,342千円
介護負担金収入 : 2,424千円

介護予防負担金収入： 1, 380千円

サービス利用料収入： 3, 737千円

イ 美浦村通所型介護予防事業【一日型】【半日型 やまゆり運動教室】(村受託事業)

村内在住の要介護認定を受けていない65歳以上の方で、村の住民基本健診で生活機能評価の結果、運動器の機能・栄養・口腔機能について予防が必要と判断された方が対象。デイサービスセンターにおいて、個別の計画に基づいた適切なサービスを提供することで、心身の機能維持もしくは悪化の防止、要介護状態になることの予防を図ることを支援します。半日型は運動器の機能向上の目的を特化し、専門のスタッフが個別に作成した計画を作成し、健康体操やトレーニングマシンを使用して筋力の維持・向上を図ることを支援します。

【予算額】 4, 512千円 【財源内訳】 受託収入 : 3, 900千円
利用料収入 : 612千円

ウ 生きがいデイサービス (村受託事業)

家に閉じこもりがちな高齢者等に対して、デイサービスセンターにおいて適切なサービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、自立生活の助長および要介護状態になることの予防を図ることを支援します。

【予算額】 276千円 【財源内訳】 受託収入 : 216千円
利用料収入 : 60千円

エ 地域生活支援 (日中一時支援) (村受託事業)

デイサービスセンターで障害者等の日中における活動の場を確保することで、その家族の就労支援若しくは一時的な休息を目的に支援します。

【予算額】 1, 645千円 【財源内訳】 介護報酬収入 : 1, 555千円
利用料収入 : 90千円

(3) 指定訪問介護事業所(居宅介護事業所)の運営

ア (予防)訪問介護事業 (介護保険事業)

介護の必要のある方へ、訪問介護員(ホームヘルパー)が訪問し、自立した日常生活が送れるようサポートします。食事介助・入浴介助・排泄介助等の身体介護や、炊事や洗濯、掃除などの生活援助を一人ひとりの身体の状態に応じ提供し、自立支援に取り組みます。

【予算額】 6, 152千円 【財源内訳】 介護報酬収入 : 2, 592千円
介護予防報酬収入 : 3, 852千円
介護負担金収入 : 288千円

介護予防負担金収入： 420千円

イ 軽度生活援助事業（村受託事業）

在宅の一人暮らし高齢者世帯等にホームヘルパーを派遣して、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止し、高齢者等の福祉の向上を図ることを支援します。

【予算額】 230千円 【財源内訳】 村受託金収入： 216千円
利用者自己負担分： 14千円

ウ 居宅介護・重度訪問介護事業（障害者自立支援法事業）

介護の必要な障害のある方へ、訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、自立した日常生活が送れるようサポートします。食事介助・入浴介助・排泄介助等の身体介護や、炊事や洗濯、掃除などの生活援助を一人ひとりの身体状況に応じ提供し、自立支援に取り組みます。

【予算額】 582千円 【財源内訳】 村受託金収入： 552千円
利用者自己負担分： 30千円

（４）地域活動支援センター「ホープ」の運営

村からの受託事業として平成20年度より「地域活動支援センターⅢ型」として運営が始まりました。地域における障害者の自立の促進と社会参加を掲げ年間行事計画を柱に、創作的活動と生産活動を実施しています。

本年度は、通所者数が2名増える予定となっており、受入体制を整えて対応します。

【内 容】

① 利用者数（見込）22名

【予算額】 16,321千円 【財源内訳】 受託金収入：14,320千円

3. 指定管理事業

（１）老人福祉センターの管理受託

村老人福祉センター（木原150-2）の管理運営を受託し、センターの持つさまざまな機能を活用し、地域住民の福祉活動の拠点となるように努めます。

美浦村から受託している「地域活動支援センターホープ」は、当該施設で運営しています。

（２）デイサービスセンターの管理受託

村デイサービスセンター（受領1546-1）の管理運営を受託し、事業の推進

と施設機能の有効な活用に努めます。

社会福祉協議会の法人所在地は、当該施設となっています。

4. 会務運営

(1) 理事会の開催

社会福祉協議会の業務の決定機関である理事会運営が、円滑に行われるよう、適切な議事検討資料の提供に努めます。

また本年は、役員研修の開催を予定しています。

(2) 評議員会の開催

理事会運営と同様、適切な議事検討資料の提供に努めます。あわせて、理事会と同様に研修を予定しています。

(3) 監事会の開催

透明な会計業務に徹し、公平な監事会運営を行います。

5. その他の事業

(1) 茨城県共同募金会美浦村支会

「赤い羽根共同募金」および「歳末たすけあい募金」を推進するため、円滑な募金活動に取り組みます。

本年は、街頭募金活動を計画的に行い、昨年以上の実績確保に努めます。